第二十号の四様式別表七(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額(過去適用事業年度の第20号の4様式の⑪)	税額控除額(過去適用事業年度の第20号の4様式の⑩)	②につき法第321条の8第42項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第321条の8第41項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額 (⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額 (①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧	⑨

各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額
名称	所在地		⑩
		人	円
合計			

第20号の4様式別表7記載要領

1　この明細書は、通算法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。)が法第321条の8第41項又は第42項(これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の4様式の明細書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。

2　「税額控除不足額相当額(⑤－①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第321条の8条第43項の規定の適用を受ける場合には「(⑤－①)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

3　「税額控除超過額相当額(①－⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第321条の8条第43項の規定の適用を受ける場合には「(①－⑤)又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。